

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年2月25日
管理表No.	0113-12 改訂00

項目	コメント内容
津波 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流物の選定について、使用済燃料運搬船、海洋地球研究船（大型船）を漂流物として選定していない理由について具体的に説明すること。 ・どちらの船もRFSの所有ではないが、どのような扱い（手順）になるのか。

(回 答)

関根浜港に停泊している大型船については、大津波警報発令時は緊急離岸することとしており、離岸手順が整備されている。従って、これらは「津波に対し退避行動が可能であるため漂流物化しない」ため抽出の対象から除外している。

離岸手順（使用済燃料運搬船）としては、①発令を受けた船舶の船長が緊急離岸を決定、②緊急荷役により輸送物を岸壁に移動、③船倉のハッチ閉、係留索取外し等の実施、④安全な海域まで退避、となっている。

なお、仮に離岸出来ず港内に留まったとしても、関根浜港から貯蔵建屋まで直線距離で1km以上あり、入り組んだ地形や貯蔵建屋近傍の障害物（土手や境界フェンス等）をすべてかわし支障なく貯蔵建屋に衝突する可能性は極めて小さいと考える。

以 上